

川崎市川崎区公告第114号

国民健康保険給付費返還金に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方自治法（昭和22年法律67号）第231条の3第4項に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の例により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和7年10月20日

川崎市川崎区長      山崎   浩

（別紙省略）